



後見制度支援信託

後見制度利用者の財産を適切に管理・保護するための仕組みについてご紹介します。

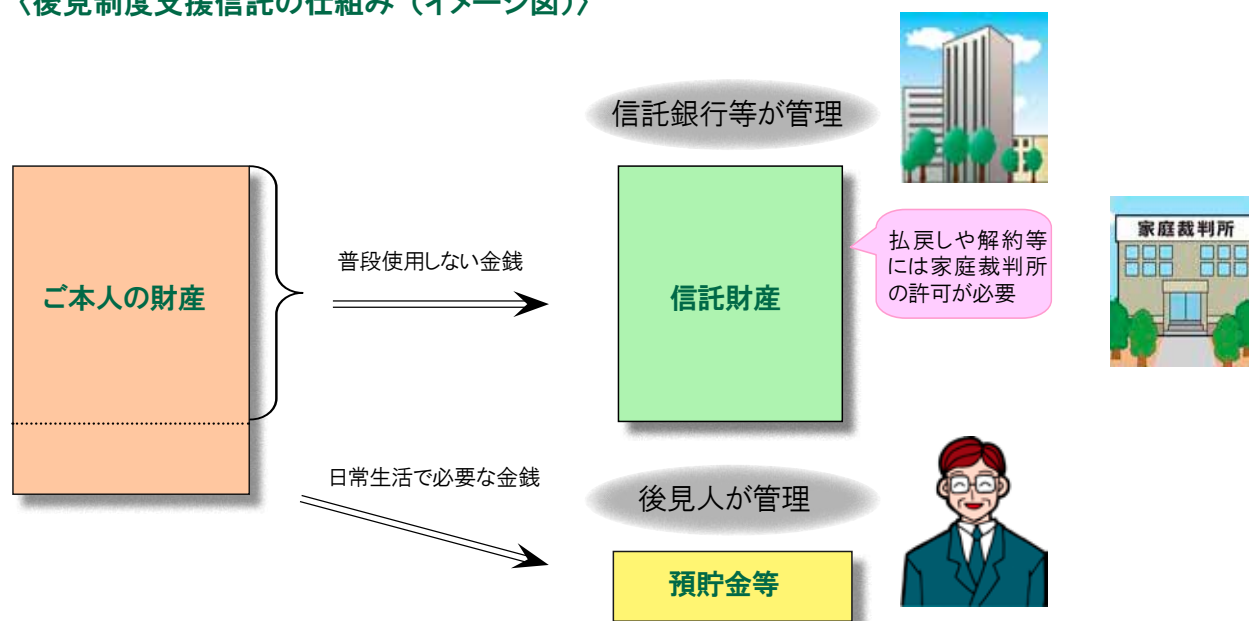
Q 先日、『後見制度支援信託』で高齢者の財産保護』という記事を読みました。『後見制度支援信託』とは何ですか。

A 『後見制度』には、①認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶ『成年後見制度』、②未成年者のご両親がともに亡くなったような場合に、未成年者の監護養育や財産の管理を行う未成年後見人を選ぶ『未成年後見制度』の二つがあります。

なお、成年後見制度には、ご本人の判断能力の程度により、成年後見、保佐、補助の三つの種類があり、このほかに任意後見制度もあります。

『後見制度支援信託』とは、これらの制度のうち、成年後見及び未成年後見の制度を利用しているご本人の財産を適切に管理・保護するための仕組みです。下のイメージ図のように、ご本人の財産のうち、日常生活に必要な金銭を後見人が管理し、普段は使用しない金銭について信託銀行等に信託するもので、信託した財産は、後見人であっても、家庭裁判所の許可（家庭裁判所の発行する指示書）がなければ、払戻しや解約ができません。

〈後見制度支援信託の仕組み（イメージ図）〉



Q 信託銀行に信託した財産（信託財産）はどのように管理されるのですか。

A 信託銀行等には、法律に基づいて厳格な管理義務が課されており、信託財産は、信託銀行等の固有財産とは別に管理され、原則として、信託銀行等の倒産によっては悪影響を受けないことになっています。また、信託財産は、元本が保証されることになっており、万が一、信託銀行等が破たんして元本を補てんできなくなった場合であっても、預金保険制度により、元本1,000万円及び破綻日までの分配金が保護されます。

詳しくは、後見制度支援信託を取り扱っている信託銀行等にお問い合わせください。



Q 後見制度支援信託を利用すると、どんなメリットがありますか。

A 後見制度支援信託を利用した場合には、次のような効果が期待されます。

◆ 透明性の高い適正・安全な管理が可能となる。

解約や払戻しには家庭裁判所が関与することになり、ほかの関係者から見ても分かりやすい、透明性の高い適正・安全な管理が可能になります。

◆ 財産管理事務の負担が減少する。

後見人が日常的に管理しなければならない財産が限定されるため、後見人としての財産管理事務の負担が軽減されます。

◆ 家庭裁判所への報告の負担が軽減される。

後見人は、後見事務の状況について、家庭裁判所に定期的に報告する必要がありますが、信託した財産については信託銀行等から定期的に送付される報告書を利用することができるため、家庭裁判所への報告が容易になります。



Q 費用はどのくらいかかりますか。

A ①信託契約の手続が完了するまで関与する専門職後見人（弁護士、司法書士）に対する報酬と、②信託銀行等に対する報酬が必要になります。専門職後見人に対する報酬は、家庭裁判所が、専門職後見人が行った仕事の内容やご本人の財産状況等の色々な事情を考慮して決めます。信託銀行等に対する報酬は、信託商品や信託財産額によって異なりますので、信託銀行等にお問い合わせください。

Q 実際に後見制度支援信託を利用する場合の手続など、もっと詳しいことを知りたい場合にはどうしたらいいですか。

A 裁判所ウェブサイトに掲載されているリーフレット「後見制度において利用する信託の概要」をご覧ください。
(<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/index.html>)

